**関 係 法 令**

**■難病の患者に対する医療等に関する法律（抄）**

**【平成２６年法律第５０号】**

**第七条**（略）

２ 都道府県は、前条第一項の申請があった場合において、支給認定をしないこととするとき（申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労働省令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、次条第一項に規定する指定難病審査会に当該申請に係る指定難病の患者について支給認定をしないことに関し審査を求めなければならない。

３～８（略）

**第八条**　前条第二項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、指定難病審査会を置く。

２ 指定難病審査会の委員は、指定難病に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る。）のうちから、都道府県知事が任命する。

３ 委員の任期は、二年とする。

４ この法律に定めるもののほか、指定難病審査会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第四十三条**指定難病審査会の委員又はその委員であった者が、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**附則**

**第三条**

１～８（略）

９　都道府県知事は、この法律の施行前においても、第八条（第三項を除く。）の規定の例により、指定難病審査会を置くことができる。

10（略）

11　第九項の規定により置かれた指定難病審査会の委員の任期は、第八条第三項の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までとする。

12　この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第六条及び第七条の規定による支給認定の手続、第十四条第一項の規定による指定医療機関の指定の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

**■難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（抄）**

（指定難病審査会の委員の任期）

**第二十九条**　法第八条第一項の指定難病審査会の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 指定難病審査会の委員は、再任されることができる。

（会長）

**第三十条**指定難病審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２ 会長は、会務を総理し、指定難病審査会を代表する。

３ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

**■地方自治法（抄）**

**【昭和２２年法律第６７号】**

**第百三十八条の四**

１、２（略）

３　普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

**第二百二条の三** 　普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

２ 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

３ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

**■大阪府附属機関条例（抄）**

**【昭和２７年大阪府条例第３９号】**

**第一条**　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

**第六条**　この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。